

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：保健予防諸費

事業名 一般栄養指導事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 健康増進係 電話番号：058-272-1111 (内 2552)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 923 千円 (前年度予算額：923 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	923	0	0	923	0	0	0	0	0
要求額	923	0	0	923	0	0	0	0	0
決定額	923	0	0	923	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

地域保健法、行政栄養士業務指針 (厚生労働省通知) 及び岐阜県保健所管理栄養士業務指針に基づき、岐阜県行政栄養士の育成を図る。

管理栄養士・栄養士養成施設において適切に養成されるよう指導する。

県知事が交付する栄養士免許事務処理を行う。

(2) 事業内容

ア 管理栄養士・栄養士養成施設への指導

県内管理栄養士養成施設・栄養士養成施設への指導

イ 栄養士免許交付事務

栄養士免許システムへの登録及び免許証の交付

ウ 厚生労働省等主催会議や研修会への派遣

- ・都道府県等栄養施策担当者会議、東海北陸栄養業務担当者会議等、栄養施策に関する厚生労働省、(公社)日本栄養士会等主催会議への派遣
- ・公衆衛生事業部全国研修会、全国保健所管理栄養士会研修会等、公衆衛生協会等主催研修会への派遣

(3) 県負担・補助率の考え方

栄養士法、地域保健法に定められた県が行うべき業務である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額（千円）	事業内容の詳細
旅費	432	業務旅費
消耗品費	97	知事表彰状、事務消耗品
印刷製本費	29	栄養士免許
修繕費	7	栄養士免許用プリンター
通信運搬費	142	電話・郵送料
筆耕翻訳料	28	知事表彰筆耕料
使用料及び賃借料	6	E T C
備品購入費	150	栄養指導室備品
負担金補助及び交付金	32	研修会
合計	923	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

地域保健法、健康増進法、食育基本法及び高齢者の医療の確保に関する法律により、保健対策において健康及び栄養・食生活の改善を推進することが一層重要となっている。

(2) 国・他県の状況

行政栄養士の業務指針（厚生労働省通知 H25.3）に基づき、各自治体で栄養・食生活施策に取り組まれている。

(3) 後年度の財政負担

関係法令に基づき継続実施が必要である。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

地域保健法、健康増進法、食育基本法等により、第3次岐阜県食育推進計画、第3次ヘルスプランぎふ21に基づき、岐阜県の栄養施策を展開できる体制を整える必要がある。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
食塩摂取量の減少	(H)	12g (H12)	10.1g (H23)	9.5g (H28)	8g 以下 (R5)	— 減少傾向
野菜摂取量の増加	(H)	300.3g (H12)	295.9g (H23)	270.5g (H28)	350g 以上 (R5)	— 減少傾向

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）令和元年度実績

(1)管理栄養士・栄養士養成施設への指導

・県内管理栄養士養成施設・栄養士養成施設への指導

(2)栄養士免許交付事務

・栄養士免許システムへの登録、免許の交付

新規交付 344 件 書換え交付 122 件 再交付 26 件

(3)厚生労働省等主催会議や研修会への派遣

・都道府県等栄養施策担当者会議等、厚生労働省主催会議等への派遣

・公衆衛生事業部全国研修会等への派遣

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

管理栄養士・栄養士養成施設に対して指導することで適正な人材養成に取り組まれている。保健医療課及び保健所の管理栄養士を厚生労働省主催研修会等へ派遣することで、国の施策を反映した事業展開を実施することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	栄養士免許は県知事が交付する免許である。 岐阜県の栄養・食生活改善施策の展開していくためには、国の動向を把握し、県の施策の検討及び市町村への周知が必要である。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	国や他県の状況を把握することで、より効果的な岐阜県の事業展開を図ることができる。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	派遣研修に参加した者からの復命研修を担当者及び市町村職員に対して実施することで、効率的に資質の向上が図られる。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 特になし

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 国の動向を把握し、岐阜県の栄養・食生活改善施策を展開する必要がある。そのためには、引き続き派遣研修を実施するとともに、研修した内容を保健所や市町村へ伝達していく必要がある。
